

亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年亀山市規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

退職手当積算書

(氏名)		(生年月日)	年	月	日(歳)
(元所属)		(元職名)			(退職種別)
退職手当基本額(条例第 条適用)					
基礎 職 在 間	在職期間	年	月	日	~ 年 月 日 年 月
	除算期間	年	月	日	~ 年 月 日 年 月
	基礎在職期間	年(年	月)	
基礎 給 料 月 額	退職時給料	職()	級	号給	円...
	特別昇給	職()	級	号給	円
	優遇措置により	職()	級	号給	円
	条例第7条	× {1 + (60歳 - 歳) × 0.02} =			円
基礎給料月額	円				
支 給 率 及 び 基 本 額	条例第4条適用				
	第1項 (1)	円×	100 / 100 ×	年 =	円
	(2)	円×	110 / 100 ×	年 =	円
	(3)	円×	160 / 100 ×	年 =	円
	(4)	円×	200 / 100 ×	年 =	円
	(5)	円×	160 / 100 ×	年 =	円
	(6)	円×	120 / 100 ×	年 =	円
				計	円
	第2項 ()	円×	/ 100	=	円
	条例第5条適用				
	第1項、第2項(1)	円×	125 / 100 ×	年 =	円
	(2)	円×	137.5 / 100 ×	年 =	円
	(3)	円×	200 / 100 ×	年 =	円
				計	円
	条例第6条適用				
第1項、第2項(1)	円×	150 / 100 ×	年 =	円	
(2)	円×	165 / 100 ×	年 =	円	
(3)	円×	180 / 100 ×	年 =	円	
(4)	円×	105 / 100 ×	年 =	円	
			計	円	
附則第4項適用					
(平成17年亀山市条例第46号)	円×	87 / 100	=	円	
基本額					
円...A 月					
退職手当調整額					
調 整 額	第1号区分	54,150円 ×	月 =	円	
	第2号区分	43,350円 ×	月 =	円	
	第3号区分	32,500円 ×	月 =	円	
	第4号区分	27,100円 ×	月 =	円	
	第5号区分	21,700円 ×	月 =	円	
	第6号区分	0円 ×	月 =	円	計
条例第9条の4第4項適用 B × =					円...C
調整額(B又はC)					円...D
A+B					円
施行日前額(旧条例)					円
条例附則第2項適用(A+D)と施行日前額のいずれが多い方					円...E
条例附則第4項適用 第 号該当 E - 円 =					円
退職手当額					円

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。